

## 漏洩機器、超大型機器等の処理について

処理に手間を要する漏洩機器、超大型機器等の処理に係る取組の進捗状況については、次のとおり。(全体像は別紙1及び別紙2を参照)

### 1. 漏洩機器

#### (1) にじみ機器

##### 【現状】

にじみ程度の漏洩が発生している機器については、現在、目止め材で補修をし、5事業所において健全機器と同様に処理を実施中。

##### 【これまでの対応状況】

平成21年11月に「PCB漏洩機器補修確認試験事例集」を取りまとめた。本事例集は、PCB漏洩機器の標準的な補修の手順として基本補修要領を示すとともに、漏洩が想定される代表的な部位の補修方法確認試験の結果から、実際の漏洩トランス及び漏洩コンデンサに適用可能と考えられる補修事例について取りまとめたものである。

#### (2) 液漏れ機器

##### 【現状】

目止め材で補修できない液漏れが発生している機器（以下「液漏れ機器」という。）については、現在、北九州事業所、東京事業所及び大阪事業所で処理を実施中。今後、豊田事業所及び北海道事業所では、これまでの実証試験等の成果を踏まえ、液漏れ機器を処理できるよう設備改造を計画中（豊田事業所は平成25～26年度、北海道事業所は平成27年度に実施予定）。

##### 【これまでの対応状況】

液漏れ機器は、消防法令上そのままの状態では運搬できないため、平成21年12月に消防庁との協議により取りまとめた新型の運搬容器と運搬荷姿が国のPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインに反映された。

また、消防庁との同協議により、液漏れ機器は運搬荷姿として密閉された容器に収納された状態で処理施設に搬入されることとなった。このため、処理施設内で作業環境上安全に容器を開放できるレベルまで容器内を洗浄する技術について、平成20年度から調査を行い、平成21年度は実物を使用した実証試験により液漏れ機器を密閉容器から安全に取り出す技術を確立し、平成22年度はその技術の適用範囲の確認を行った。

## 2. 超大型機器等

### (1) 超大型機器

#### 【現状】

抜油、部品取り外しにより搬入が可能となる超大型機器については、現在、5事業所において処理を実施中。一方、抜油、部品取り外しに加え現場解体をしなければ搬出・搬入ができない超大型機器については、これまでの実証試験等の成果を踏まえ、現場解体をしなければ搬入できない超大型機器（川崎市内）をモデルケースとして、当該機器の現地調査を行った上で、具体的な抜油・解体手法を検討し、保管現場での搬出作業計画を進めているところ。

また、超大型機器については、それぞれ構造が異なることに加え、保管されている状況も異なるため、適用可能な現場作業及び手順がそれぞれ異なることが予想されることから、平成23年度より全国に存する各超大型機器の現地確認調査を実施し、1つ1つ具体的な搬出・搬入手法を確定中。

#### 【これまでの対応状況】

抜油、部品取り外しに加え現場解体をしなければ搬出・搬入ができない超大型機器については、保管現場で作業環境上安全に解体作業ができるように、機器内のPCBを予め抜き出す技術（気化溶剤循環抜油方法）を確立するための検討を平成21年度から実施。平成23年度に約16tのトランスを利用し実証試験を実施した結果、平日の日中のみの循環抜油により、当初60%であったPCB濃度が、22日後に590ppmまで低減することが確認できた。

### (2) PCBに汚染された強度不足容器又は超大型容器

#### 【現状】

PCBに汚染された超大型の又は強度不足の保管容器については、有望な技術としては、1.(2)に示す、液漏れ機器を収納した保管容器内を処理施設内で作業環境上安全に開放できるレベルまで洗浄する技術を発展させた、容器内への溶剤等のシャワーリングによる除染技術が挙げられる。現在、この技術の有効性の検討等を行っており、平成25年度に実証試験を行うことを計画中。

以上